

フロン回収破壊法(第二種特定製品部分)の施行準備状況について

フロン回収破壊法のカーエアコン部分については、既に本年4月に業者登録がスタート。6月に政省令の整備が終了し、以降、下記の準備を進めて、10月1日の本格施行に臨む。

(1) 業者の登録状況

引取業者：17,878 回収業者：7,180 (8月26日現在)

(2) 自動車関連業界による共通インフラの構築

短い準備期間の中で、フロン回収破壊法の円滑な運用を効率的に行うため、(社)日本自動車工業会が中心となり、自動車関連業界の協力のもと、(財)自動車リサイクル促進センター(以下「センター」という。)が自動車メーカー等から一元的に業務委託を受けるフロン回収・破壊の運営システムを構築。具体的には、センターがフロン券を発行し、自動車ユーザーからの回収・破壊費用の徴収、回収業者への費用の支払等の業務を一括して代行。

ユーザーが負担する料金については、金券たるフロン券により料金の徴収を行う。

フロン券料金(バスを除く/一台あたり): 2,580円

回収業者に支払う回収料金(バスを除く/一台あたり): 1,550円

料金支払窓口の整備

フロン券による料金支払い場所として、郵便局ならびにコンビニ5社を活用。これにより約5万ヶ所の窓口を設置。

フロン類引取・破壊体制の整備

回収業者が回収したフロン類は、宅配便(着払い方式が基本)を用いてセンターの委託する許可破壊業者が引取を行う体制を準備。これにより回収業者の引渡に係る利便性・運搬費用の低減・自動車メーカー等の全国的に漏れのない引取体制を確保。

詳細については「自動車フロン引取・破壊システム」運用マニュアル参照

(3) 制度の普及・広報

全国説明会の実施

上記制度について、自治体・関係事業者の理解を深めフロン回収破壊法の円滑な施行に資するため、本年7月16日から8月9日にかけて、フロン回収破壊法の運用の詳細に関する全国説明会を47都道府県にて実施。

広報

全国紙・地方紙等での広告を9月中に実施。加えてポスター・パンフレット等の配布、ラジオ広告による周知を行う。 詳細は周知広報一覧を参照

周知広報等一覧

新聞広告	告知日	8月29日 : システムスタートの案内予告 9月20日 : 自動車フロン券の取り扱い開始 9月30日 : 明日よりシステム稼働
	告知規模	全国紙(5紙)、ブロック紙(3紙)、地方紙(13紙) 計 21紙、3,690万部
政府公報(新聞)	9月中旬に7回 全国紙・ブロック紙・地方紙	
雑誌等	週刊誌広告で9～10月にかけて9回、その他JAF機関誌で10・11月で記事掲載	
告知ツール類	ポスター	(財)自動車リサイクル促進センター ・関係団体／自治体／サービスエリア(400枚・約180ヶ所) ／ガソリンスタンド : 40万枚 ・コンビニ向け : 2万5千枚 ・郵便局向け : 5万枚 政府 ・自治体・地方局 : 2万枚
	リーフレット等	(財)自動車リサイクル促進センター ・関連団体/自治体経由配布用 : 400万部 ・関連事業者店頭設置POP : 14万個 政府 ・自治体経由配布用 : 20万部
ラジオ・テレビ	9月に政府公報	